



商品名	JA住宅ローン									
ご利用いただける方	<p>○当JA地区内に在住又はお勤めの方で当JAの組合員の方。 （新たに組合員になる場合は、当JA所定の出資金をお預かりさせていただきます） （組合に加入の意思をもって地区内に住所を定めようとする方も対象となります）</p> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上満66歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ・最終償還時の年齢が満80歳以上の方は、同居又は同居予定のお子様（満20歳以上）を連帯債務者とすることにより、お借入が可能となります。なお、親子リレー返済の連帯債務者（同居の子供の場合は、貸付対象者の全要件を満たす必要があります）。</p> <p>○前年度税込年収が150万円以上ある方。</p> <p>○勤続（又は営業）年数が原則、1年以上の方。</p> <p>○団体信用生命共済にご加入が認められる方。</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>									
資金用途	<p>○ご本人又はご家族が常時居住するための住宅及び土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。</p> <p>①住宅の新築・購入（中古住宅も含む）。</p> <p>②住宅の増改築・改装・補修。</p> <p>③他金融機関から借入中の住宅資金の借換資金。</p>									
借入金額	<p>○100万円以上5,000万円以内（10万円単位）。</p> <p>・年間元金ご返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内とします。</p> <p>○原則として、所要資金の85%以内をお借入金額の対象とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度税込年収</th> <th>年間返済比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150万円以上250万円未満</td> <td>30%以内</td> </tr> <tr> <td>250万円以上550万円未満</td> <td>35%以内</td> </tr> <tr> <td>550万円以上</td> <td>40%以内</td> </tr> </tbody> </table>		前年度税込年収	年間返済比率	150万円以上250万円未満	30%以内	250万円以上550万円未満	35%以内	550万円以上	40%以内
前年度税込年収	年間返済比率									
150万円以上250万円未満	30%以内									
250万円以上550万円未満	35%以内									
550万円以上	40%以内									
借入期間	<p>○3年以上35年以内（1か月単位）。</p> <p>・資金用途が借換の場合は、現在借入中の住宅ローンの残存期間内とします。</p> <p>・複数の借入対象資金を1資金にまとめて借換する場合は、借換対象資金の貸付期間の加重平均期間内とします。</p>									
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただきます。</p> <p>【固定金利選択型】</p> <p>・当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。</p> <p>・固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点で固定金利型を選択することができますが、その場合の利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利型選択のお申出がない場合は、変動金利型に切替わります。</p> <p>【変動金利選択型】</p> <p>・お借入後の利率は、基準日（4月1日及び10月1日）の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <p>○金利は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ下さい。</p>									
返済方法	<p>○元利均等月賦返済（お借入金額の50%以内でボーナス併用可）。</p> <p>○元金均等月賦返済（お借入金額の50%以内でボーナス併用可）。</p> <p>※元利均等返済とは、毎回の返済額（元金+利息）が一定金額となる返済方法です。</p> <p>※元金均等返済とは、毎回の元金の返済額が一定で、元金残高に応じた利息の返済額</p>									

	が毎回変わるため、毎回の返済額（元金＋利息）が異なる返済方法です。										
担保	○お借入対象物件に対し、第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ○住宅には火災共済（保険）に加入していただき、火災共済（保険）金請求権に原則として第1順位の質権を設定させていただきます。										
保証	○（社）静岡県農協保証センター、又は静岡県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。ただし、お申し込み内容により連帯保証人が必要になる場合がございます。また、年収合算者、担保提供者につきましては連帯保証人とさせていただきます。										
保証料	○保証料の支払い方法には一括前払い方式と分割後払い方式があります。 【一括前払い方式】 お借入時に保証料を一括して保証機関へお支払いいただく方式です。 【お借入額2,000万円あたりの保証料（例）】 <table border="1" data-bbox="384 584 1195 680"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>15年</td> <td>25年</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>229,374円</td> <td>325,874円</td> <td>388,172円</td> </tr> </table> 【分割後払い方式】 お支払いいただく金利の中から保証機関へ支払う方式です。一括前払い方式に比べて借入利率が年0.2%高くなります。 ○一括前払い方式・分割後払い方式どちらを選択した場合でも、お借入時に事務取扱い1件につき、別途一律保証料30,000円を一括して保証機関へお支払いいただきます。	お借入期間	15年	25年	35年	保証料	229,374円	325,874円	388,172円		
お借入期間	15年	25年	35年								
保証料	229,374円	325,874円	388,172円								
団体信用生命共済	○当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類により借入利率は下表記載の加算金利分高くなります。 <table border="1" data-bbox="327 987 1391 1189"> <tr> <td>団体信用生命共済</td> <td>加算金利</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>3大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.30%</td> </tr> <tr> <td>9大疾病補償特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.30%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院保障特約</td> <td>年0.10%</td> </tr> </table>	団体信用生命共済	加算金利	団体信用生命共済（特約なし）	なし	3大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.30%	9大疾病補償特約付団体信用生命共済	年0.30%	長期継続入院保障特約	年0.10%
団体信用生命共済	加算金利										
団体信用生命共済（特約なし）	なし										
3大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.30%										
9大疾病補償特約付団体信用生命共済	年0.30%										
長期継続入院保障特約	年0.10%										
手数料	○事務取扱手数料…有担保12,960円 ○ご返済期間終了までの間において、全額又は一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税込）が必要です。 ・全額繰上返済の場合…10,800円 ・一部繰上返済の場合…5,400円 ○ご返済期間終了までの間に、ご返済条件を変更される場合は5,400円の条件変更手数料（消費税込）が必要です。 ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は5,400円の取扱手数料（消費税込）が必要です。										
その他	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 ○住宅ローン借換の場合は、過去の返済状況を確認させていただきます。 ○借換に際し必要な諸費用（所定の印紙代、抵当権設定に伴う登録免許税、司法書士あて報酬等）については、別途ご負担いただきます。 ○お申し込みの際には、当JA及び当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または融資部（電話：0550-84-4835）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所（電話：054-284-9913）でも苦情等を受け付けております。 ○苦情等について納得がいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りた										

	<p>い場合は、静岡県 J Aバンク相談所を通じ弁護士会を利用することができます。詳しくは同相談所（電話：054-284-9913）にお尋ねください。</p>
--	---